


# ケースで学ぶ 相続預金払戻しの必要書類の見方

執筆▶八木正宣（税理士法人SBL 代表社員・税理士）

## 第10回

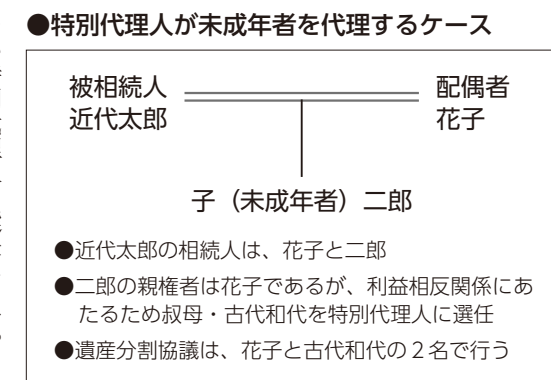
### 相続人の中に未成年者がいる場合の関係書類の見方

お客様から相続人の中に未成年者がいることを告げられました。相続預金の払戻しにあたって、どんな対応が必要ですか。また、相続人の中に未成年者がいる場合の書類の見方を教えてください。



**相**続が発生した場合、未成年者であっても当然に相続人としての権利を有します。しかし婚姻経験のない20歳未満の未成年者は、単独で遺産分割協議を含む法律行為ができないため、相続手続きにおいて注意が必要となります。なお、2022年4月より成人年齢が18歳に引き下げられます。未成年者は自分自身で物事を判断する能力がないとされており、

民法では未成年者が単独で行った一定の法律行為は取り消すことができることとされています。遺産分割の手続きにおいて、未成年者が単独で協議を行い相続人間で合意に至ったとしても、後で取り消しされてしまうと、実務上混乱することになります。よって、遺産分割を有効に確定させるためには、未成年者の親権者つまり父母の代理が必要です。ただ、未成年者が相続人である場合の相続手続きにおいては、親権者である父母が、子とともに相続人として遺産分割協議に参加するケースも少なくありません。その場合には「利益相反」関係が問題になります。利益相反とは、遺産分割協議において、父母が遺産を多く取得しようとする子との取得分は少なくなるように、「一方の利益がもう一方の不利益になる」ような関係を指します。そのような利益相反関係にある状態では、未成年者の権利を保護できないという見地から、家庭裁判所に申し立て、利益相反関係に



図表は、特別代理人の選任が必要になるケースです。配偶者・花子と子・二郎はどちらも近代太郎の相続人で、遺産分割において利益相反関係になります。そこで家庭裁判所に申し立て、利害関係のない叔母が二郎の特別代理人の選任を受けて、遺産分割協議に参加することになります。

**未成年者がいるかどうかは戸籍謄本などで年齢を確認**

未成年の相続人がいるにもかかわらず、

ならず、親権者や特別代理人が未成年者を代理せずに遺産分割協議を行った場合には、法律的には無効状態になり、後日遺産分割協議を始めからやり直すことも考えられます。

相続預金の名義変更等に際してしまった場合、金融機関の責任を問われることも考えられますので十分な注意が必要です。戸籍謄本

などで年齢を確認しましょう。まず、確認したいのが遺産分割協議書・相続届です。署名押印欄に親権者または特別代理人の署名押印があるか確認します(サンプル1)。

相続届または遺産分割協議書に記載された相続人が未成年者である場合に、相続人同士が利益相反関係にないか確認する。利益相反関係の場合は特別代理人が手続きをしているかチェック

未成年者本人の署名押印は不要。代わりに親権者または特別代理人の署名押印を確認

相続届または遺産分割協議書に署名された特別代理人であるか確認

相続届または遺産分割協議書に記載された内容と相違していないか確認

**サンプル1 遺産分割協議書の署名欄**

～割愛～

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

令和2年11月3日

広島県広島市中区中町5丁目5番5号 相続人 近代花子 ㊟

広島県広島市東区東山町1丁目2番3号 未成年者相続人 近代二郎

上記 特別代理人 岡山県岡山市北区北方8丁目8番8号 古代和代 ㊟

**サンプル2 特別代理人選任審判書の謄本**

令和2年(家)第321号

審判

～割愛～

上記申立人からの特別代理人選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。

主文

被相続人 近代太郎(令和2年9月1日死亡)の遺産につき、別紙遺産分割協議書のとおり分割協議をするにつき、未成年者の特別代理人として下記の者を選任する。

住 所 岡山県岡山市北区北方8丁目8番8号

特別代理人 古代和代

令和2年11月11日

広島家庭裁判所 家事審判官 廣島広子 ㊟

以上は謄本である 同日同庁裁判所書記官 丘山岡治 ㊟

**サンプル3 添付された遺産分割協議書(案)**

遺産分割協議書(案)

被相続人 近代太郎の死亡により開始した遺産相続において、相続人近代花子および相続人近代二郎の特別代理人古代和代は、協議を行った結果、後記のとおり遺産分割協議が成立した。

なお、遺産分割の趣旨は、後記記載の預貯金のすべてを近代花子へ承継させることで、当該預貯金を適切に管理し、未成年者である近代二郎の養育費や生活費にあてることにある。

～割愛～

**ポイント**

- 未成年者が相続人である場合、相続人の父母との利益相反が問題になる
- 父母と利益相反関係にある場合は、特別代理人を選任することになる

3の遺産分割協議書(案)とセットになっています。この遺産分割協議書(案)は、家庭裁判所が、未成年者の不利益にならない内容と認めたものです。実際に提出のあった遺産分割協議書や相続届とが整合しているかどうか確認しましょう。